

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和2年6月30日 午後 1時25分 開 会

出 席 委 員

委員長	古 橋 智 樹
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	矢 口 龍 人
委 員	岡 崎 勉
委 員	久 松 公 生

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

都市産業部長	鈴 木 芳 明
建 設 部 長	石 塚 洋 二
都市整備課長	大久保 昌 明
上下水道課長	鈴 木 仁 志
上下水道課長補佐	岩 田 幸 生

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 青 山 哲 士

議 事 日 程

令和2年6月30日（火曜日）午後 1時25分 開 会

1. 開 会
2. 審査事件
 - (1) 水道事業における漏水調査結果について
 - (2) 逆西排水区に関する雨水排水対策調査結果について
 - (3) 都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について
 - (4) 遅霜による農作物の被害状況について
 - (5) 有害鳥獣による農作物の被害状況について
 - (6) 農業再生協議会の事業について
3. そ の 他
 - (1) 現地調査について
 - ・ 歩崎栈橋について
 - ・ 古民家江口屋について
4. 閉 会

開 会 午後 1時25分

○古橋智樹委員長

それでは、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。
次に、書記を指名します。議会事務局 青山主任を指名いたします。
本日の日程につきましては、会議次第のとおりであります。
それでは、早速本日の日程事項に入ります。
初めに、水道事業における漏水調査の結果についてを議題といたします。
説明を求めます。

○建設部長（石塚洋二君）

ご苦労さまです。

事件2の（1）番、水道事業におけます漏水調査の結果について、鈴木上下水道課長より報告をいたします。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

上下水道課の鈴木です。よろしく願いいたします。

水道事業における漏水調査結果について、資料1についてご説明いたします。

調査の目的でございますが、不明水の1つである漏水の早期発見及び修繕による有収率の向上と漏水による二次災害の防止を目的とするもので、平成22年度から令和元年度までその調査を実施し、市内全域の調査が一巡したものでございます。

調査距離は延べ395キロメートル、調査戸数は1万6455戸を行い、158件の漏水箇所が発見されました。

なお、加入世帯のほぼ100%の調査を実施いたしました。

今般の10年間の調査において、費用対効果の一面から分析しますと、調査費総額から給水総額を差

し引きますと、おおむね700万円程度の効果があったと推測されます。

今後は、おおむね5年間程度で市内一巡ができるように漏水調査を引き続き行い、市民の皆様に安全で安心な水を安定的にお届けするとともに、水道事業の経営改善を目指してまいります。

説明は以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この漏水の調査っていうのは、各メーター器の手前までが市のほうの漏水調査対象なのですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これ、調査戸数というのは、全体、これ、場所がそれぞれ右側のほうに書いていますよね。順次調査をしていったということで、この令和元年でほぼ全域を網羅したというふうに理解してよろしいのですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

やはり一番多いのが、30と31という数字がありますよね。これ、土田、志筑、それから牛渡、宍倉。これは漏水という概念だけれども、水道事務所のほうとして問題になる漏水なのか、それとも各戸の例えば漏水してしまったとか、よくあるじゃないですか。うちなんかも漏水したことがあったので、そういう漏水してしまったとかっていう各戸の、いわゆる世帯の漏水なのか、これはどういう意味で捉えればよろしいですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

各戸の漏水につきましては、水道メーターを通った後の漏水という形になるかと思うのですが、水道事業としましては、水道メーター手前までの、メーターを通過して発見できない部分について漏水調査を行ったものでございます。

○佐藤文雄委員

ということは、自分たちのうちで漏水したというのはメーターの後だから、メーター前のほうの漏水調査であって、いわゆる水道事業としての、水道事業会計の中での問題が集中的な調査だというふうに理解してよろしいですよね。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

はい、そのとおりでございます。

○矢口龍人委員

これ、毎年予算を組んで漏水対策というか、調査しているのですけれども、要するにその間に箇所が見つかるわけだよね。その見つかったところが、今度は防止額というほうで工事、要するに水を止める、漏水を修理する金額というのは、この防止額というふうになるのかな。どういうふうに見たらいいのでしょうか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

この予算につきましては、委託調査費の金額でありまして、漏水の修繕はこちらには表記しておりま

せん。別にかかっております。

○矢口龍人委員

それは入ってないと、この予算に。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

はい。

○矢口龍人委員

それはどのぐらいかかっているのですか。その漏水の調査以外の漏水の修繕費用は。それは分からないの。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

今、資料がないもので、申し訳ございません。

○矢口龍人委員

要するに、調査して、漏水が見つかったっていうことになれば、漏水修理、上水業者に委託して修理を頼むわけでしょう。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

はい、そのとおりでございます。

○矢口龍人委員

じゃ、それにかかった費用っていうのは分からないのだ。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

手持ちに資料がないもので、申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

いや、それはおかしいじゃない。そのために調査しているのでしょうか、調査委託をして。漏水は本来止めなきゃいけないでしょう。その原因は分かっているでしょう。原因分かったら、それを修繕しなきゃいけないじゃないですか。そういうことは連動しているのかなと思うっていたのだけれども、ちょっと意味がよく分からない。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

委員さんがおっしゃること当然だと思います。先ほどの歳出の説明の中で、漏水の早期発見ということと有収水量のほうの向上ということを目的としてメインでやっておりました。なので、修繕費のほうについては、ちょっと手持ち資料がなくて申し訳ないのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤文雄委員

今、資料がないのじゃなくて、資料があるのでしょうか、じゃ。そういう資料、ただ手持ちにないだけで、資料はあると。だから、ちゃんと修繕をもう既に行っているというふうに理解してよろしいわけでしょう。

だから、修繕費の資料は後で提出するとか、そういうふうなことでないと、手持ち資料がありませんじゃ話にならないじゃない。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

後で提出、修繕費用のほうを集計したのを提出させていただきたいと思います。

○古橋智樹委員長

委員長をここで副委員長と交代させていただきます。

【委員長交代】

○古橋智樹委員

一応確認したいのですが、上佐谷のほうの、昨年漏水、2日、3日ぐらい回復するまでかかったわけですが、この中には上佐谷という名前はございませんけれども、このあたりの関係と、ひとまずそれを説明していただけますか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

今回提出しました資料の中に令和元年度の一覧も入っておりますが、上佐谷地区の漏水事故の内容については、こちらのほうには入っておりません。

[「上佐谷と言っているのだよ」「上佐谷」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄副委員長

上佐谷のほうの場所がないじゃないかっていう、だからそれはどういうふうな、それに答えなきゃ。

○建設部長（石塚洋二君）

昨年度の上佐谷の漏水事故は、ここで示している毎年定期的に行っている、順番で行っている漏水調査とは別に、突発的に発生した事案でありまして、ここに計上されるものではなくて、それとは別に突発的に発生した事案で、その都度処理、毎年度これ以外に他の地区で発生した漏水事故は処理しているという考え方ですので、ここには調査としては入ってこないという形です。

先ほど佐藤委員と矢口委員からご指摘のあった修理費、修理修繕費につきましては、ここで調査をして、漏水が発見されたものについてのみの修繕費という考え方だと思いますので、それはこの欄に1行加えて、それで改めてお示ししたいと思うのですが、今、委員長からあったものは、突発的にこれ以外に発生している事案ですので、ご理解をいただければと思います。

○古橋智樹委員

そういうことならば、もっと早い段階に上佐谷をやっていたら、そういうことがなかったなど。ただ、私の認識だと、比較的新しい住宅への接続の部分で漏水していたという報告書だった記憶があるのですが、上佐谷は、ほかのこの書類にある地区に比べれば、旧型の簡易水道とかを今も僅かながらに使っているわけですね。

○上下水道課長補佐（岩田幸生君）

現在、市では、簡易水道事業は全て廃止しておりますので、上佐谷地区においても、市の水道事業として地区の位置づけになっております。

○古橋智樹委員

もう簡易水道といういわゆる旧型のものはないということなのですが、いずれにしても、私の認識だと、山から、水ためたタンクから下ろしているということもあるので、ほかのフラットな地区に比べれば、物理的な圧力というのは常日頃負荷がかかっているわけだから、なおさら、加入件数が少ないにしても、調査はもっと早い段階であるべきだったのかなという、事故というか、漏水事故があったから思ったのですが、それはどういうふうにご説明を、上佐谷の人に納得できるように答弁いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部長（石塚洋二君）

委員長申しますように、時期的な問題で、確かに上佐谷地区を早くやっていたら、またやった後発生した可能性もあるところもあるわけで、それは全体のどの地域にいても確認できる場所かなという気はします。

そういうことも含めまして、委員長からありましたけれども、これまでは、先ほど課長から説明したように、10年をかけて一回りしたわけですが、今後は早めに対応できるようにということで、説

明したとおり、5年ぐらいで全体が一周できるように、早期にその調査のほう、5年一周ぐらいのサイクルで進めたいと思っております。

【委員長交代】

○佐藤文雄委員

いや、上佐谷のほうとか、ないよね。これは、これ、順繰りの中には入っていないのですか。どこに入っていますか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

平成29年の備考欄のほうは、一番右側の調査場所のほうを見ていただいて、2段目にその他ということで、ちょっと書いてなくて申し訳なかったのですが、そのときに調査のほうはしております。

○矢口龍人委員

それで、この調査で、当然老朽管に関して、当然耐用年数来れば、入替えていうのはあるのだろうけれども、その老朽管の布設替えとこの調査、その関連性はどのようなのですか。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時41分

○古橋智樹委員長

再開いたします。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

老朽管の給水管と漏水調査の関係につきましては、別というふうに考えております。漏水は、あくまでも施設の水道の漏水の調査でありまして、老朽管のほうが新たに台帳等も含めまして、比較しながら更新していくということで、全くないということではないとは思いますが、老朽管も含めて調査しているという形なので、老朽管だから漏水が多いとか、そういうことではないと思うのですが、全く関連ないとは思っておりませんで、それも含めて、今後の老朽管の更新のほうにも反映できればと思っております。

○古橋智樹委員長

ほかに。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

よろしいですか。

それでは、ご質問のほうもないようですので、本件を終結いたします。

次に、逆西排水区に関する雨水排水対策調査結果についてを議題といたします。

説明を求めます。

○建設部長（石塚洋二君）

事件の（2）逆西排水区に関する雨水排水対策調査について、引き続き鈴木上下水道課長より報告をいたします。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

引き続きよろしくお願いたします。

逆西排水区に関する雨水排水対策調査の結果についてご説明させていただきます。

A 4 資料版をご覧くださいまして、こちらの資料につきましては、5月にお渡しした作業報告書抜粋版に示している内容ポイントをさらにまとめたものとなっております。

1 番の調査目的につきましては、逆西排水区の雨水排水対策に関し、基礎資料となる現状の把握と課題整理、多角的な雨水排水対策事業の検討などを行うことを目的として調査いたしました。

平成 28 年度の調査では、角来下池から上流部の試算でございましたが、今回は角来池下流部も含め、総合的に考えられる対策、手法を検討し、今後において調査結果を参考に判断していくものとして調査を行いました。

2 番目の昨年度の台風、豪雨時の状況につきましては、令和元年 9 月 9 日台風 15 号、10 月 12 日台風 19 号、10 月 25 日豪雨時の冠水状況を検証した結果、雨量が 1 時間当たり 25 ミリを超えてくると冠水が発生しているのが現状と捉えております。

3 番目の対策状況としましては、昨年度、道路課において角来上池をしゅんせつし、湛水量を確保するとともに、下稲吉東小学校グラウンド内にバイパス管を埋設し、角来下池に流し込むことで、周辺の冠水軽減に対応しているところでございます。

また、今月半ばには、角来下池の水位を半分程度に下げ、集水効果が上がるよう対応し、様子を見ているところでございます。

次に、4 番の対策案としましては、雨水幹線改修は、下流から改修する場合で多額の費用がかかること、上流部には住宅が張りついていることから、長期の時間と多くの費用を要すると考えられることから、他の方策として多方面から検討した結果、期間、経費、実効性として、調整池による対応案が示してあります。

対策案 2 につきましては、岩城そば裏の冠水場所における雨水幹線脇に調整池を整備する案で、整備面積、体積により周辺冠水に対応できるとされております。

対策案 3 につきましては、J R 角来、J R 手前のハス田と、ハス田エリアとなっておりますが、耕作されている方もいることから、現実的ではないと考えております。

対策案 4 につきましては、現在の角来下池を調整池として活用した案となります。

続きまして、5 番をご覧ください。

今後の対策につきましては、現在、角来下池の下流部の地権者、耕作者及び釣りをしている方に冠水対策の説明を行い、ご理解をいただきながら、水位を半分程度に下げております。それにより、バイパス管からの流入、雨水幹線からの越水を貯留する時間を稼ぐことが可能となります。

角来上池整備、バイパス管整備、角来下池の水位を下げたことによる効果を見極めながら、その整備箇所、整備の規模等を検討し、優先準備を決め、地元への説明、理解を得ながら対策を行ってまいります。

また、対策により、補助事業化、単独事業化の判断を行い、総合的に費用対効果のある最善の策を行ってまいります。

また、元岩城そば裏の冠水に対しても、調査結果を基に、調整池可能かの検討を進めてまいります。

さらに、今年度において下稲吉排水区についても、逆西側と同じように、排水エリア、冠水対策案等の調査を行ってまいります。

最後に、角来下池の冠水対策につきましては、地元の方、耕作者、釣りをしている方など関係している人との理解がなければ進まないことから、引き続き理解を得られるよう説明して、冠水の軽減対策に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○岡崎 勉委員

その下池で半分下げるということで、その排水、周辺に流れるということでしょう。流れないの。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

ため池につきましては、水抜き穴というのが3か所設置してありまして、キャップのしてある状態なので、水たまって、キャップを抜いて、それで水位を低くしてキャップを締めておいて、大雨のときはそこに一回ためるといような形を取る予定でございます。

○岡崎 勉委員

分かりました。

○矢口龍人委員

この調査のデータなのだけれども、1時間当たりの雨量の点でも、ちょっと甘いかなという感じがするのだよね。自然と今、50ミリ、100ミリの世界の話が出ているし、そういう状況では、もう全然対応できないのかなっていう感じがするのですけれども、だからいろいろ手を替え品を替えいろいろやろうというその気持ちは分かるのですけれども、何か手先でちょこちょこやっているだという感じがして、実際のところ、下池に関しても、バイパス管をぼんと持ってきて、バイパス管がどんと上にあるだけだよ。出ているわけだよ。池の上のほうに出ているわけ。だから、あれ、要するに当然下池がいっぱいになれば、もうオーバーフローして、水路に入っちゃうということだろうから、だから本当の時間稼ぎしているような感じだなというふうに、見るからにね。

せんだってもちょっと大きな雨降ったので、私も気になって、上の調整池のほうを見たりしたのだけれども、あつ、効果あるなって思っただけだけれども、やっぱりもうあれが限界かなっていう感じで見ただけですよ。バイパス管から下へ行って、下池の様子も見てね、あと水路も見て、あと常磐線のところまで行ってもみたのだけれども、もう、まああれが限界だなっていう感じなのだよ。

だから、これで納得しろと言われても、ちょっと厳しいなっていう言い方をさせてもらったのですけれども、あとなかなか対策ないよね、でもね、本当にね。

下からずっとやってくれば一番理想なのだろうけれどもね。ですけれども、おっしゃるように予算もかかるし、期間もかかるっていうものであるだろうしね。ただ、やっぱりどうでしょうね。これ、やっぱり生活している地域なので、もう少し皆さんで知恵を絞っていただきたいなっていうふうに思うのですけれども、何かありませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

矢口委員おっしゃるとおりでありまして、あそこで完成形というふうには我々も思っていないところであります。

当然、今想定しているのが、1時間に40ミリ前後の雨で、70センチぐらい下げれば、三、四十分もつというのが現状でありまして、それにプラスアルファ、じゃどう答えるのかということかと思うのですけれども、1つはしゅんせつをして、そのいわゆる許容量を増やす。さらには、隣にあります学校用地の所管替えをして、面積を増やす。いわゆるそれによって1時間、または50ミリ、60ミリ、想定外の雨が30年降雨とか、30年に1回降るような雨が降っても耐えられるような、もつように備えるというのが最終的なところかと思うのですけれども、それをやるのにはまた予算もかかりますので、補助的な面とかいろいろ考えながら、現在、試験的にどのぐらい水位を下げればどのぐらいもつか、結局はそ

こでもたせる、一時もたせるということが、そこで処理が可能だという考え方では理解しておりませんので、一時的な大雨に対して、あそこで受けて、雨が去った後、河川に流していくという考え方の調整池ですので、さらなる公約数を求めて検討したいと思います。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、今の状態は、一時的の集中豪雨に対応できる 40 ミリ程度までの範囲であって、今後想定されるであろう物すごい豪雨については、これを見ながら、根本的にどうするかということは、ペンディングというか、そういう課題になっていますよと。だから、これで終わったわけじゃないのですよということで理解してよろしいですよ。

○建設部長（石塚洋二君）

委員おっしゃるとおりでありまして、既に補助対象でいくか、いや、もう大雨はたくさんもう毎年度発生しているということで、単費でいくかと、そういう議論まで含めて、いろいろ今、検討しているところでございます。

○古橋智樹委員長

いいですか、副委員長。委員長をここで副委員長と交代させて。

○佐藤文雄委員

はい。

[委員長交代]

○古橋智樹委員

書類の中では岩城そばさんということで名前ありますけれども、稲吉5丁目ですよ、久松さん。稲吉5丁目ですよ。

この書類の中では、そのいわゆる岩城そばさんだった裏手あたりに調整池確保がどうのこうのということがありますがけれども、私はイメージすると、すぐその岩城そばさんだったところの裏辺りの土地、そんなにないのですが、もうちょっと上に上れば、大体想像つくでしょうけれども、稲吉ふれあい公園の反対側の誰さんの畑か、ちょっと私、分からないのですけれども、今、畑使ってないですよ。使ってないですね。

[「ないところもあります」「ないですね」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員

いろいろ議長の中では、公園にどうだとか、そういう質問もあったことありますけれども、あそこはやっぱり高压線が一番低く来ているところでもあるので、そういうことを加味すると、あの土地辺りは調整池的な公園であれば私はいいのかなと思って、そうすれば、下中の前の冠水とか、そういう抑制といますか、土地に水が流れ過ぎないような機能でいいなと思うのですけれども、いかがですかね。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

報告書抜粋版の中にも、6 ページなのですけれども、そちらのほうにも委員長がおっしゃるところが候補地、あくまでも候補地なので、そういうところを含めて、今後検討していきたいと思います。

○古橋智樹委員

ぜひ検討してください。

大丈夫ですか。じゃ、交代していいですか。

委員長交代。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

ほかに。

いいですかね。

ご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで暫時休憩とします。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 1時59分

○古橋智樹委員長

再開いたします。

次に、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

それでは、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定につきまして、今後のスケジュールも含めまして、都市整備課 大久保課長よりご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○都市整備課長（大久保昌明君）

よろしくお願ひします。

都市計画マスタープラン素案について説明させていただきます。

1ページをお願ひいたします。

目次でございますが、このプランにつきましては、序章から第7章で構成されております。第3章までが市の概況や課題の整理となりまして、第4章におきまして都市づくりの理念と目標を掲げております。第4章まではこれまでに報告をさせていただいておりますので、時間の関係もありまして、本日は恐縮ですが、第5章からの説明とさせていただきます。

40ページをお願ひします。

40ページにおきましては、目指すべき将来像といたしまして、総合計画におけます将来都市像、こちらが「きらり輝く湖と山 笑顔と活気のあるあい都市」とありますので、整合を取りまして、都市計画プランにおきましても、「活気」、「共生」、「協働」の3つをキーワードといたしまして、その位置づけと役割として、「地域特性を生かし、持続可能な都市を実現する」としております。

この将来都市像を踏まえまして、43ページからになりますけれども、第5章として、失礼しました。48ページですね。申し訳ありません。48ページです。第5章といたしまして、部門別構想が整理されております。

ページが飛びますが、この全体体系について示した一覧が69ページになります。

こちらにつきましては、ただいま説明いたしました都市づくりの理念と目標を受けまして、全体構想を5つの部門別の方針で示してございます。順に、土地利用、道路・交通体系、都市防災、都市環境、公園・緑地等の方針といたしまして、施策の展開方法を掲げております。

具体的な内容につきましては、申し訳ありません、また48ページのほうに戻っていただきまして、説明させていただきます。申し訳ございません。

具体的な施策の展開方法でございます。今回の改正の中で、新たに計画づけをいたしました主たるものの説明をさせていただきます。

1の土地利用の方針では、②産業系土地利用といたしまして、神立停車場線の開通に伴う沿道の活性化の推進、また土地立地適正化計画に関連します都市機能や居住誘導区域の設定に伴う居住誘導の取組を掲げております。

次に、52ページをお願いします。

2番、道路・交通体系の方針では、(2)といたしまして、生活道路の整備方針において、③の通学路として歩道やグリーンベルトの設置。

④サイクリングロードでは、今年度確定をしております自転車活用推進計画の推進や神立駅周辺へのサイクルステーションの整備、さらにナビマークの整備等を具体的に示しております。

また、(3)になりますが、公共交通の整備方針におきましては、神立駅周辺に鉄道利用者のニーズの高い待合スペースの整備を図るとしております。

次、55ページをお願いします。

3、都市防災の方針では、①としまして、治山治水において、新たに国土強靱化計画の下、災害リスクの対応推進を掲げております。

また、③雨水排水対策では、近年の局所的豪雨に伴う冠水対策といたしまして、調整池等の整備推進を掲げております。

58ページをお願いします。

4、都市環境の方針では、59ページになりますが、(2)としまして、公共・公益施設の整備方針におきまして、①行政サービス施設の中で、神立駅周辺に行政サービスの機能強化を掲げております。こちらにつきましましては、立地適正化計画の推進に併せまして、市の中心地として拠点性を図る上で、複合施設の整備を進める内容となります。

また、併せまして、働く女性の家をはじめとする周辺施設の集約活用を検討してまいります。

さらに、③医療・保健・福祉施設の中では、保健の拠点といたしまして、かすみがうらウエルネスプラザの機能充実を記載しております。

64ページをお願いします。

5番、公園・緑地等の方針ですが、①としまして、都市公園におきまして、J R神立駅周辺での地域ニーズが高い現状から、拠点性、生活利便性、防災性を持つ公園整備の推進を掲げております。また、その他公園におきましては、歩崎公園におきまして、歩崎観光振興アクションプランと連携した整備の取組を記載しております。

続きまして、71ページをお願いします。

こちらからは第6章といたしまして、地域別の構想を記載してあります。

現在の都市計画マスタープランでは、4つの地区分けになってございますが、今回の改定によりまして、3地区としております。具体的には、将来都市像に位置づけしましたJ R神立駅周辺の中心拠点を核といたしました市街化区域を市街地地区、そして千代田、霞ヶ浦両地区の庁舎周辺の地域拠点を核とした地域といたしまして千代田地区と霞ヶ浦地区としております。

72ページをお願いします。

こちらは地区ごとの構想になりますが、まず市街地地区でございます。市街地地区の概況をお示ししております。

また、次の73ページ、こちらでは市民意識ということで、市街地地区にお住まいの市民の方々の満

足度、重要度から、今後のまちづくりについて、改善してほしいという項目を重点改善項目として整備してございます。

74 ページをお願いします。

74 ページでは、それらを踏まえましたがまちづくりの課題や目標を整理いたしまして、部門別構想で示しました5つの方針を掲げております。

下段の図表をご覧いただきたいのですが、そういう方針に基づく内容を掲げてございます。

さらに、75 ページ、こちらからはそれらの5つの方針に基づきます具体的な施策の取組を記載しております。

続きまして、78 ページをお願いします。

こちらは、市街地地区の地図になりますけれども、今の施策をまとめました方針図といたしまして、施策の張りつけをお示ししたものといたします。

なお、この後にご説明いたします立地適正化計画につきましては、この市街地地区の整備方針を掘り下げた扱いとなります。

次に、79 ページをお願いします。

79 ページから 85 ページまでにつきましては、千代田地区の構想を記載しております。さらに、86 ページから 92 ページまでは、霞ヶ浦地区の地域の構想を示しております。いずれも、ただいまの市街地地区の構成と同じく、地区の概況、当該地区の市民の意向、さらにそれらを踏まえたまちづくりの課題や目標、まちづくりの基本方針をこちらに記載した内容となっております。

霞ヶ浦地区、千代田地区両地区の方向性といたしましては、土地利用におきましては、いずれも市街化調整区域または一部が都市計画区域外となっております。現状で市街地を推進することは困難な状況と考えております。

一方で、農業が盛んな地域であることから、両地区におきまして、地域拠点形成を軸とした地域づくりを推進しながら、千代田地区におきましては、6号国道沿線の利便性を生かしたまちづくりなどを、霞ヶ浦地区におきましては、加茂の工業団地への企業誘致、歩崎の観光交流などを通して、また自然環境と調和したゆとりある生活を維持することをまちづくりの目標として記載してございます。

次に、93 ページをお願いいたします。

こちらからは、第7章といたしまして計画の推進方策になります。

都市計画マスタープランでは、地域構想までの計画となりますが、今回、併せて策定いたしました立地適正化計画の具体化、事業化も重要であることから、都市計画の推進、さらには実現に向けての考え方を整備してございます。

最初に、1といたしまして、多様な主体との連携による計画推進として、3点を整理しております。1つ目は、市民等との協働による事業の推進、2つ目が、民間事業者の活力の導入と民間連携による事業推進、そして3つ目としまして、行政の役割と関係機関との連携調整としております。

94 ページをお願いします。

計画方針策の2つ目といたしまして、各種の都市計画制度を計画的に活用いたします。区域指定制度等の土地利用に関する制度の活用や立地適正化計画制度の活用、さらに国からの支援を受けるための都市再生整備計画の活用等、まちづくりの実現に向けた現行制度の活用を掲載してございます。

95 ページをお願いします。

計画推進施策の3番目といたしまして、市行政の各分野の個別計画との連携で実現化を図るとしております。都市づくりの計画は、かなり広範囲にわたりますので、その具体化には、図にお示ししました

ように、各個別計画と連携をしながら、事業を推進してまいります。

96 ページをお願いします。

計画推進施策の4番としまして、Society5.0の推進と先進技術の連携を掲げております。こちらにつきましては、国が提唱いたします未来社会の考え方になります。本市では、さきに策定されました第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略でも基本姿勢としておりますが、都市計画においてもビッグデータの活用による情報ネットワークの高度化、無人自動車運転移動サービスの活用など、将来の都市的課題の解決に向けまして、先進技術と連携した事業を推進してまいります。

次に、97 ページになります。

最後になりますが、計画の進行管理につきましては、計画、実行、評価、改善のいわゆるPDCAサイクルの仕組みによりまして、おおむね5年ごとに検証を行いながら、事業の改善や計画の見直しを行います。

さらに、計画が20年の長期にわたりますので、社会情勢を踏まえた柔軟な見直しを行うものとしております。

続きまして、立地適正化計画につきまして説明をさせていただきます。

まず、1 ページ、目次になりますが、こちらにも序章から第8章までで構成をされております。

立地適正化計画につきましては、法律的にも都市計画マスタープランの高度化版とされておまして、関連性が強いことから、第3章の都市構造分析と課題の整理までは都市計画マスタープランと同じ内容となっております。

第4章から内容が違ってきますが、第6章の誘導区域の設定まで、こちらにつきましては、都市機能誘導区域の設定も含めまして、昨年度に説明をさせていただいておりますので、恐縮ですが、本日は第7章の誘導施設及び誘導施策の説明をさせていただきたいと思っております。

67 ページ、第7章といたしまして、誘導施設及び誘導施策となります。

まず、(1) 誘導施設とはという解説がございますが、都市機能誘導区域におきまして、立地を誘導すべき施設とされまして、人口構成やまちづくりの方針に基づくターゲットの際、市民意向を踏まえて設定することとなります。

これらを踏まえまして、中段になりますが、(2)といたしまして、誘導施設の設定方針につきまして、本市におけます都市機能区域内での既存します生活サービス施設の立地状況を基に、3つの視点から必要性を分析し、誘導施設を設定しております。

1つ目の視点といたしましては、人口構成の視点になりますが、高齢化に伴う維持、誘導が必要な施設を誘導施設とする。それから、2つ目の視点としまして、ターゲットへの必要性の視点から、子育て世代や若者の定住に必要な施設を誘導施設とします。3つ目の視点としましては、市民意向の視点から、市民やJR神立駅周辺にお住まいの住民の方に必要な施設を誘導施設として設定することとします。

ページ69から71ページにつきましては、今の3つの視点からの分析の結果になります。

さらに、72 ページ、73 ページで本市におけます誘導施設を一覧表としてお示しをしております。

こちらの一覧表の見方でございますが、順に左上から機能、施設、既存立地、誘導施設、設定の考え方を整理しておりますが、既存立地の列で、横棒表示につきましては、現在立地していないものになります。白丸表示につきましては、現在立地しているものを表しています。また、誘導施設の列の黒丸につきましては、今後誘導する施設もしくは現在立地しているものを維持するということを表しております。

例えば、一番上の医療機関の医療機能の病院につきましては、現在、市内に立地しておりませんが、

市民意向を踏まえまして設定するものです。ただ、考え方といたしまして、右の欄にありますように、周辺地域との連携で既存の病院の利用促進を基本とし、長期的な視点での誘導として設定しております。

以下、同様の設定の考え方をお示ししておりますので、確認をお願いしたいと思います。

続きまして、74 ページ、ここからは都市機能や居住の誘導に係る施策となります。全部で 12 の施策を掲げております。

施策 1 につきましては、都市機能誘導に係る届出制度という内容になります。都市再生特別措置法に基づく制度でありまして、誘導施設を都市機能誘導区域外に整備するような場合は、市長への届出が義務づけられます。

ページ中央の図をお示ししておりますけれども、都市機能誘導区域外への届出概況を示したものでありまして、色分けした赤の都市機能誘導区域内に整備する場合は、届出は不要になります。その外側になります青の居住誘導空域とか、あるいは緑色の都市計画区域への施設整備には届出が必要ということになります。

さらに、誘導施設の都市機能誘導区域内へ誘導する上で支障が出るような場合は、事業者に対して勧告を行うこともできることとなります。

一方で、都市機能誘導区域内におきましても、誘導施設を休止する場合または廃止する場合にも届出が必要となります。

こちらにつきましては、既存の誘導施設の動向をいち早く把握することで、次善の策を講じるための届出というふうになります。

なお、届出の適用につきましては、立地適正化計画を公表する期間となります。そのため、現時点では、本年 11 月の末を予定しております。

次に、76 ページをお願いします。

施策 2 になりますが、居住用途に係る届出制度になります。

こちらも都市再生特別措置法に基づく制度になりまして、居住誘導区域内への穏やかな、緩やかな居住誘導を図るため、居住誘導区域外に一定規模以上の開発行為や建築行為を行うときには、市長への届出が義務づけられます。

ページ中央に図をお示ししておりますけれども、3 戸以上、あるいは 1,000 平米以上の面積の開発行為などは届出が必要となります。

続きまして、77 ページ、施策の 3 番、4 番につきましては、国等が直接行う施策になります。

施策 3 は、税制の特例になりまして、都市機能誘導区域外から区域内へ移転する場合の税制の特例、施策 4 につきましては、誘導施設の整備事業に対する民間都市開発推進機構による金融上の支援となります。

施策 5 になります。施策 5 でございますが、かすみがうら市が主体となり取り組む施策となります。

国の支援を受けながら、具体的に推進するものとなります。まずは、市の中心となる J R 神立駅周辺において、3 つの取組を行います。

最初に、市民意向を踏まえての行政機能、学習機能、子育て機能等の強化としまして、一体となる複合施設の整備、そして観光交流拠点となります情報提供、サービス、リサイクルステーションなどの整備を検討してまいります。

2 つ目としまして、既存の公共施設の集約と有効利用を行ってまいります。

そして、最後、3 つ目としまして、J R 神立駅周辺での待合機能の強化を掲げております。

以上が本市が主体となる施策になります。

続きまして、79 ページ、施策の 6 番としまして、居心地よく、歩いて暮らせる空間形成といたしまして、神立停車場線沿道を中心としました 5 つの取組となります。

最初に、沿線の景観形成としてのデザイン性の向上、次に照明施設の整備、3 つ目に自転車利用者の安全確保のためのナビマーク等の整備、4 つ目に駅東口の歩行者専用道路の整備、そして 5 つ目としまして、神立停車場線沿線以外でありまして、高齢者等の日常生活の安全性確保のためのユニバーサルデザインの環境整備に取り組むという内容になります。

続いて、80 ページをお願いします。

施策 7 でございますが、地域ニーズに対応した公園・緑地の確保ということで、市街地に不足いたします公園の確保に取り組むこと、さらに併せまして市内全体の公園の再編の検討を行うこと、そういうふな内容になります。

続いて、施策 8 でございますが、空き地の対策となります。空き地対策は、立地的成果計画には必須の取組となりますが、土地の大小により使い分けを想定しながら、有効活用に取り組むこととしております。

続きまして、82 ページ、施策の 9 になります。こちらは空き家の対策となります。この施策につきましても、立地適正化計画には必須となりますが、内容といたしましては、現在実施している事業もございしますが、空き家バンクの登録推奨や、奨励や、空き家リフォームの助成等を通じまして重点的な支援を行っていくと、そういうふうな内容になります。

続きまして、施策 10 でございますが、こちらは市民アンケート等の結果によりまして、市街地に住む上での課題等がありますので、その課題への対応すべき施策となります。具体的には、臭気の対策、それから防犯の対策、交通安全対策、防災対策の 4 つに取り組むと、こういう内容になります。

続いて、83 ページ、施策の 11 でございますが、こちらは市街化調整区域での取組となります。区域指定制度の運用の見直しでございまして、見直しにより許可対象とする建築物の規制強化を図ることで、居住誘導区域への居住の誘導を図ると、こういう内容になります。

最後に、施策 12、公共交通ネットワーク等の強化でございます。J R 神立駅を拠点とした市内ネットワークの構築、高齢者等の利用しやすい多様な交通手段の確保、交通機能の 1 つとして、自転車活用の推進の 3 つになります。具体的な公共交通ネットワークの強化につきましては、現在策定中の地域公共交通網形成計画に順次推進することとなります。

84 ページをお願いします。

第 8 章といたしまして、目標指標と進行管理についてでございます。

立地適正化計画による目標を 5 つ定めております。

目標 1 につきましては、居住誘導区域内の人口密度の維持ということで、平成 27 年時点でのヘクタール当たり 44.5 人を施策による居住誘導を推進することで、20 年後の最終年、2040 年でも維持するという目標になります。

目標 2 につきましては、市全体の生産年齢人口の割合を 27 年時点の 59.9%を 2040 年においても維持するというもので、市外からの転入者を増やすことで 60%を維持するという目標になります。

85 ページでは、目標 3 を掲げております。誘導施設の立地数を増やすという内容になります。既存の立地数 39 に対しまして、施設を維持しながら、新たな施設の誘導を図りまして、2040 年に 49 の施設の立地を目標とする内容になります。

86 ページをお願いします。

目標 4 でございますが、J R 神立駅の利用者数を維持するという内容です。平成 29 年時点の乗車人

員は1人当たり5,468人となっておりますが、2040年におきましても、同の5,500人の乗車人員を目標といたします。

最後に、目標5でございますが、市内公共交通の利用者数の増加となります。霞ヶ浦広域バスと千代田神立ラインの利用者数は、昨年度3万7618名となっております。千代田神立ラインにつきましては半年分という数字になりますけれども、3万7618に対しまして、2040年では6万5700人に増やすという目標を設定してございます。

続きまして、87ページ、最後に計画の進行管理についてでございます。先ほどの都市計画マスタープランと同様の内容で進行管理を行ってまいります。

最後に、今後のスケジュールまでお知らせさせていただきたいと思っております。

計画の策定期限は、以前にもご報告させていただきましたが、国・県との調整で前倒しとなりまして、本年11月末までに策定する必要がございます。それまでの日程でございますが、素案を内部で固めた後に、7月の下旬から国・県との調整を行います。調整早く2か月を要する見込みとなります。その調整と並行しながら、7月の下旬に市の都市計画審議会に諮問を行いたいと考えております。また、8月には、隣接する土浦市や石岡市との調整も行う予定としております。9月上旬から中旬にかけては、市民の方々への地区説明会を行いまして、3か所行う予定でございますが、説明をまいります。それで、9月下旬にはパブリックコメントでご意見をいただく予定でございます。パブリックコメント終了後に都市計画審議会からの答申をいただきまして、庁議等の内部で確定の後に、11月末までに公表をするという予定を立てております。

その間、市議会の当委員会、さらに全員協議会等への報告を行わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明長くなりましたが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

今のスケジュール聞くと、もう事務局でつくったものをそのまま承認しろよというように聞こえるんですけども、私はね。行政手続、それでちゃんとやっているということなのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

随時内部での監事会、あるいは一般市民の方が入った策定委員会等での協議をいただいております、ここでのやり取りにおきましても、それぞれ1回行っています。

今後、もし変更が出た場合、県、国等からの指摘等があった場合も含めまして、策定委員会は実施する予定になっています。

さらに、都市計画審議会等での検討をいただきながら、地元説明会、あるいはパブリックコメントでのご意見も反映させていただきたいというふうな形で思っておりますので、市民の皆様からのご意見はいただけるものと考えております。

○矢口龍人委員

余りにも私は時間がなさ過ぎるじゃないかなと思うんだよね。先ほどのパブリックコメントにしても、9月でしょう、やるの。そうすると、11月に作成しなきゃならないわけでしょう。要するに、パブリックコメントというのは、市民にいろいろ意見を聞いて、それを計画に反映させるわけでしょう。これはもう出来上がった、「これですよ、市民の皆さん」と言って出して、終わりでしょうよ、結局は。

だから、いろいろ意見があっても、それを組み入れるだけの時間の余裕がないじゃないですか。ただ既成事実でやっているようなものじゃないの。もう少ししっかりと審議して、組み入れていったほうがいいと思うのよね、私は。

だから、ちょっと市民からの、ここにもあるように、最初にもう市民との協働のまちづくりとか、そういういろいろ市民からの話を聞いてつくっていきますよというふうな内容なのに、何かそれが全然やってないような気がするのよね。

また、それから土浦、石岡との協議もこれからだと言うのだけれども、だって土浦と、神立駅周辺をだってやるのには、土浦とはきっちり、だって計画一緒にやっていかないと、本来であれば難しいと私は思うのですよね。駅の東口にしてもね。あの辺の問題はクリアできているのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今、2点ほどご質問いただいたかと思っております。

市民からの意見、協働によるまちづくりを進める上で、市民からの意見が聞いてないのではないかというご指摘だと思いますけれども、今年の4月早々の時期に市民の方々との懇談会をやる予定でございましたが、コロナの関係で、なかなかそういう集まる場所が設定できなかつたので、こちらにつきましては、各戸、全戸になりますけれども、こういう計画を立てておりますので、ご意見をいただきたいということで周知をさせていただきまして、結果、5件ほどのご意見はいただいております。

それから、当計画策定に当たりまして、先ほど誘導施設の設定等のお話もさせていただきましたが、あくまでも市民からの声、アンケート等を踏まえて、その必要な誘導施設等を設定したということになりますので、市民からの声は反映された計画、基本的に計画になっているというふうに考えております。

それから、2つ目は、隣接する土浦、生活圏が一緒だということで、いろいろご指摘あるかと思いますが、昨年度に土浦市のほうに、担当課のほうに訪問いたしまして、既に土浦市では計画が策定されておりますので、その経過、あるいは神立地区ですか、の考え方等につきましては、ご説明を受けた経過がございます。それを基にしまして、誘導施設等につきましても設定をした形になっております。

ただ、ご指摘の神立駅の東側ですかね。あちらにつきましては、かすみがうら市は市街化区域ではなくて、ちょっと調整区域になる部分が多いものですから、南団地等がありますけれども、駅近の部分につきましては、特段の協議はまだ実施していないと。立地適正化計画は、そもそも市街化区域に関する計画ということになりますので、これについては、ちょっと協議はしてないというふうな形になります。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○矢口龍人委員

それで、具体的にね、さっきも道路の話なんかもあったと思うのだけれども、そうすると停車場線のところへ、停車場線を、何ページでしたっけ、街路云々というのは。これ、この部分で、これは何か停車場線に関しての話かなと思ったのだけれども、結局、市街化区域のほかの道路はこの適正計画の中には入れていかないのですか。

例えば、新光通りを、ほとんど側溝の上が歩道になっているぐらいのところ、非常に、あと生け垣が出てきたり何だりで、通れないほど狭い状況なのですけれども、ああいう道路を、歩道を設置するとかっていう、そういうことを今回入れたりはできないのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

ご指摘いただきましたその歩道の関係でございますが、基本的には神立停車場線を中心に認可も受け

てございますけれども、それに接続する道路につきましては、特に交通安全の面から、歩道の整備等につきましては随時行ってまいります。

こちらの都市計画マスタープランの中に、都市計画プランの 94 ページになりますけれども、一番下に都市再生整備計画の活用というようなことで、具体的な、これ、国からの支援をいただく計画になるのですけれども、立地適正化計画で市街地の整備をうたった中で実施する事業を都市再生整備計画の中に位置づけまして、その中で歩道整備等は行っていく予定になっておりまして、ご指摘の角来からつくばハウスですかね、あそこに行く道路は、非常に重要な路線というふうに考えていますので、この都市再生計画の中でその歩道整備は位置づけておりまして、優先的に事業を進めていきたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

いや、あと今言った新光通りも、あそこも幹線道路でしょう。大事な幹線道路と思うのだが、あそこも歩道の設置が遅れているというか、ほとんど狭くて通れないような歩道があったりして、だからそういうところを、そういう環境を整えていかなきゃならないのだけれども、それはこのあれには入れていかないの。

それから、土浦の東向西産業から停車場線までは、土浦の都市計画道路で都市計画決定しているのだよね。だけれども、それから先、かすみがうら地内は都市計画決定してないわけですよ。だから、そういうところも、本来は南団地に抜けるように位置づけないのですかね。そういうのは今回のプランに入れられないの。

○都市整備課長（大久保昌明君）

まず、新光通りの歩道等の整備ができないかという話ですが、立地適正化計画、さらには都市再生整備計画は、都市機能誘導区域として区域指定された中での整備でしたら対象のほうになりますので、細かな図面とかで今、お示ししておりませんが、この 79 ページの歩道等の整備の中で読めますので、対象にはなるということでご理解いただければと思います。

○矢口龍人委員

要するに、対象になるけれども、具体的に実現はしないよということなのか。要するに、全体としては、歩道の整備ということで、後からでもつけられるよということなのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

全体的に区域の中に入っていれば、整備計画をすることができます。ただ、順次行っていく上では、都市再生整備計画のほうに位置づけまして、計画的に進めさせていただく、そういう内容でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに。

じゃ、いいですか、私。

ここで副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○古橋智樹委員

矢口委員の今の質問に若干関連ですけれども、あとは人の対向だけじゃなくて、救急車とか消防車、まだ市街化区域の中で入れないようなところありますよね。そういうものをこの計画、立地適正化計画と都市マスのほうで今回の中で何か改善できるようなことありますか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

83 ページの施策 10 番の一部になりますけれども、通勤・通学路を中心とした交通安全対策という

ようなことで、こちらも居住誘導区域のエリアの中でしたら安全対策等は実施できますので、ご指摘の道路の拡幅等もこちらで対応可能だというふうに考えます。

[「理屈だ、理屈」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員

要は、矢口委員が要望していることと私が今尋ねたこととか、そういうものが要はこの計画で何か国の交付金事業に該当して、解消できるようなものにつなげられるのかなというのが、この計画でね。これが一番心配するところなのですけれども、それを突き詰めても、なかなか難しいでしょうけれども、77 ページなんかは国の支援を受けることを検討とかってありますけれども、課長が進めているこの中で目玉というか、セールスポイントというか、そういう特別交付金受けられるような何か目玉というのは、今現時点ではどのあたりまで……

[「複合施設」「具体化だね、具体化」「具体的な話」と呼ぶ者あり]

○都市整備課長（大久保昌明君）

この立地適正化計画の表で言いますと、施策ごとに表は作っておりますけれども、その表の右側に活用し得る事業というふうなことで、私、今、77 ページを見ているのですけれども、活用し得る事業ということで、右に書いてありますので、取組として掲げました事業につきましては、活用し得る事業を活用して、事業を実施したいというふうに、順次実施していきたいというふうに考えております。

○古橋智樹委員

それは、もちろん市長を含めて、政策経営課。あのあたりとも話し合っているのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

計画をつくる上では、やはり財政面もありますし、市長の政治方針とかもありますので、随時打合せをしながら、意向を確認しながら調整はしております。

なお、申し訳ありません。補足になりますけれども、先ほど委員からご指摘いただきましたこの補助を使った、交付金を使った事業につきましては、区域指定の居住誘導、あるいは都市の誘導区域の中ですと、この支援がかさ上げになるというようなメリットもございますので、まちづくりを進めていきたい。

○古橋智樹委員長

そのかさ上げというのは何ですか。

[「補助金のかさ上げ」と呼ぶ者あり]

○都市整備課長（大久保昌明君）

78 ページに、上の図になりますが、都市構造再編集中支援事業の活用方針ということで、中段の図面に都市機能誘導区域ということで赤く点線ございますけれども、この区域内での事業につきましては、重点的に整備の後押しをするというふうなことで、集中支援事業でのかさ上げがされてございます。

○古橋智樹委員長

かすみがうら市としてやりたいこと、もっと見えてほしいのですよね。鈴木部長と大久保課長でやっているこの計画の中で、目玉、セールスポイントのほうもね。

それで、市のやりたいことがあるんですけれども、もっと人をいろいろ誘導とか、空き家も増えていくとか、いろいろ需要の要素もありますけれども、私、前の前課長のときに、産業建設のメンバー違うときに言ったことあるんですけれども、茨城県の条例で、開発行為に関する県条例で、その根拠で10年特例ってありますよね、同じ大字地区内に10年住んでいれば、調整区域取得できるってね。

やたらに調整区域が開発進んじゃうというのは、この都市計画と逆行する部分ではあるけれども、実際の需要としては、土地の値段とか、土地の行政界の形状とか考えれば、うちの市では、下稲吉、宍倉、あとは私がぱっと思いつくのは大字新治、その辺りが市街化に非常に入り組んでいて、調整区域、もうちょっと有効的に土地活用できる部分もあるんで、そういうのをこの計画にうまく組み込んでいけば、人の誘導とか、人口の維持とか、神立駅の利用者数維持とか、そういう根拠につながると思うんだけど、私はつくば市はそういう 10 年特例を市役所として積極的にうまく使おうかなというのがインターネットを検索していても見えてくるんですよ。だから、私は今回、欲しかったなって。もっと早めに言っておけばよかったのかもしれないですけども、前過ぎて、引き継がないちゃったかもしれないんですけども、そういうことで要望します。

これから時間の限り、そういうことをね、実際の住民側として、この計画の恩恵があるように、市としてはあるよね。

[「見えないよな」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員

見えるものが私はずちの委員会の要望の 1 つとして要望しますので、何かそれに対してご意見あったら、どうぞ。

[「具体的に示してよな」と呼ぶ者あり]

○都市整備課長（大久保昌明君）

今の委員ご指摘の前段のつくば市等でやっている 10 年特例につきまして、今、ちょっと担当のほうを確認したところ、かすみがうら市でもそういうのはやっていると……

○佐藤文雄副委員長

いや、やっているよ。

○都市整備課長（大久保昌明君）

そういうことになります。

○佐藤文雄副委員長

いや、やっているけれども、それをこの計画にという、うまく市としてこの計画でこうやりますよと。市民の人に恩恵が生まれるようにやっているかということはどうですかと聞いているわけです。いや、もちろんあるよ。

○古橋智樹委員

意味分かる。これ、要望というのじゃなくて、このマスタープランの中にそういうことも組み入れて、調整区域でもちゃんと居住地が、住宅ができますよというのが入るべきだったんじゃないかということ言っているのですよ。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今回、計画を策定するに当たりまして、市内に住む方、あるいは市外から転入する可能性がある方につきまして、利便性がある中心地、あるいはゆとりがある郊外地と言いますか、調整区域だったり、その辺を選択できる、ライフスタイルを選択できるというふうなことで、それがかすみがうら市の特徴、特性だというふうに捉えておりますので、利便性を求めた施設を誘導する中心市街地に対しまして、郊外のほうでは区域指定の制度は残していきますので、その区域指定の制度を残した中で、転入者の方との定住・移住を含めてコミュニケーションについては図っていけるようにしたいなというふうに考えております。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。

○古橋智樹委員長

ちょっとあんまりそれで納得はしたくないな。

要は、もうちょっと市民に分かりやすく、そういう制度を市としてもしっかりと活用して、活性化につなげるよってというのが、市民目線で見ても、こうやってせっかく作っている計画ですから、分かるように、もうちょっと露出が欲しいんだよね。

話長くなりますけれども、下稲吉だったら、逆西1区だって下稲吉でしょう。国道6号のほうも、下稲吉だったり、向原の脇辺りも、梨畑やめるような動きもあったりするかもしれませんし、そうすると、それこそバスに乗る人とか、駅使う人をやっぱりどんどん維持するには、中古住宅だけじゃなくて、やっぱり新築もある程度、需要は減っているにしても、やっぱり担保になるような計画であってほしいなと思うんだよね。

そういう部分も、時間の限りぜひ検討していただきたいなというふうにことで。

○佐藤文雄副委員長

検討していただきたいなということなんです。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今のご指摘いただいたように、ある意味、そういう制度があっても、市民の方とかに十分理解されずに、その制度が使われてないとした場合には、この立地適正化計画もある意味、ちょっと中途半端になる可能性もありますので、立地適正化計画もありますけれども、その郊外、10年特例、あるいは区域指定という制度があって、一回出た人でも、もう一回戻ってきていただいたというふうな部分については、少し拡大して対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤文雄副委員長

よろしいですか。

○古橋智樹委員

具体的に言うと、アパートに10年間ぐらい、下稲吉とか宍倉のアパートに住んでいる人が、またもうちょっと神立駅とか、交通便のいいところの調整区域を求められます、10年特例で求められますよというのが、そのぐらい切実にそういう制度をちゃんと法、根拠があるわけですから、そういうのが都市計画マスタープランの中にやっぱり出てきて、それをやっぱり市民が実感できるようなものにしてもらいたいなということでは言いましたので、ぜひ、意に沿わない解釈もあるかもしれませんが、ご検討いただければなって思います。

以上。

じゃ、委員長を戻します。

[委員長交代]

○佐藤文雄委員

これ、11月末までっていうのは、かなり今、矢口委員が言ったようにタイトだと思うのですが、国のほうは、とにかく11月末までっていう、これは今、コロナ騒ぎがあるから、そういう意味での延長とかっていうのは逆に考えられてはいないですか。自粛で動いてないのだから。

○都市整備課長（大久保昌明君）

コロナの影響等は、事務手続をする上でも、やはり随時出ておまして、なかなか顔を合わせての打合せ等はできていないんです。実際、テレビで会議とかそういうふうな形になっているのですけれども、

ご指摘の 11 月末までのタイミングを延長できる、コロナを要因として延長できるかという話につきましては、そういう可能性はちょっと低いのかなと思っていまして、あくまでも 11 月を想定して、今、進めております。

○佐藤文雄副委員

いや、想定するのはいいんだよ。ただ、こういう実際に市民の声を十分に聞かない、聞けないというか、説明ができないままに進めているわけじゃないですか。そういう環境というのは、やっぱりどこでも同じだと思うんだよね。特に、関東地区なんかは、緊急事態宣言がずっと長く続いている。これが大きく行政にも市民生活の中にも影響があるじゃないですか。そういうのは、やっぱり逆に反映するべきだと思うんだよね。それ、一回聞いてみてよ、逆に。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 0 2 分

再 開 午後 3 時 0 2 分

○古橋智樹委員長

再開します。

○都市整備課長（大久保昌明君）

ただいま佐藤委員からご指摘いただきましたコロナの関係については、再度確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤文雄委員

そうだね。

○古橋智樹委員長

ほかによろしいですか。

○久松公生委員

立地適正化計画でのほうで、83 ページと 80 ページ両方にちょっと関連しているのかもしれないのですけれども、83 ページのほうで、市街地における冠水対策として、調整池等の整備を推進するという内容がありますよね。80 ページには、市街地における公園の整備というということで、そういった計画が盛り込まれている中で、先ほど上下水道のほうの説明で、逆西排水区の雨水排水対策調査結果等の中のこの説明の中で、やっぱり調整地という話が幾つかあるのですね。そんなものの 1 つで、稲吉 5 丁目辺りのところの調整池の計画も出たんですけれども、その近くにですね、もしその計画が少し、その計画がそっちの方向に行ったら、この近くに稲吉ふれあい公園、あそこの公園の近くに今、計画の候補地の 1 つとなっている調整池というのがあるのですけれども、その調整池は、多分下に調整池を取って、上を平らにして、芝生か何か、そういうふうな利用だと思うんで、そういう関係から、その先にも空き地がありますので、そういったところを利用して、そのふれあい公園もありますけれども、それと反対側の土地と、その今、調整池の土地、ある程度近いんですね。それがあつたら一緒になれば、下稲吉地区でも公園はないし、子どもたちとか、そういう市民の人からも遊ぶ場所がないと、思い切ってボールを蹴る場所とか、そういった場所もないとかという話もありますので、もし連携、私が言いたいのは、上下水道の調整池とかがあっていうそういう計画と連動して、連携して話を進めていく中で、もしそういうところが候補に挙がって、それが進むとなれば、調整池の整備はもちろんですけれども、公園の整備というのでも兼ねて進んでいけば、その上の部分を有効活用して、さらに公園としても、もっと生き

るのかなと思ひまして、その辺をぜひ要望と言うとあれなんですけれども、ちょっとこの計画をやっていく中で、連携してやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

ご指摘は、その下を調整池、その上を何かの形で蓋をすれば変ですけども、公園として二重構造で使えないかという話だと思うのですが、有効的な活用になるかと思ひますので、検討させていただきたい……

○古橋智樹委員長

この計画に、うまくもつと市民の皆さんも分かるようにそえられないかという部分までどうなんですか。

〔「具体化までだ」「広々したの無いもんな」「都市公園は必要だってうたっているんだからさ」「もう広々としたのは無いもんな、本当な」「とにかくあの市街化区域で今から造るのは大変だよな」と呼ぶ者あり〕

○都市整備課長（大久保昌明君）

都市公園、それから調整池、雨水排水については、どういう形、あるいはどういう財源を確保しているかという部分は、まだまだそういう事業化に向けては、いろいろ連携しながら対応をしていきたいとは考えております。

あと、やはり市のまちづくりの再編中で、公園が足りない、あるいは雨水対策が必要だというふうなのは重く受け止めていますので、積極的な協議をしたいと思ひます。

○古橋智樹委員長

いいですか。

ほかにご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時08分

○古橋智樹委員長

再開いたします。

次に、遅霜による農作物の被害状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

では、遅霜による農作物の被害状況につきまして、農林水産課 根本課長よりご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○農林水産課長（根本和幸君）

それでは、遅霜による農作物の被害状況ということで、まず1点目としまして、4月12日の低温で中志筑地内において遅霜が発生したということです。

4月13日に普及センターの職員が現地調査を行いました。その中では、低温による花の火膨れが確認をされたということです。

今後の対応としましては、育成状況を踏まえ、経過観察をするということになっています。

もう一点なんですが、3月下旬から4月にかけての低温になりましたので、梨被害の調査を5月11日に霞ヶ浦地区、12日を千代田地区で行っています。

調査員としては、普及センターの職員のほか、JA職員と市の職員です。

ここでも着果不良や火膨れが確認をされているということです。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○矢口龍人委員

この後のほうなのかな。梨屋さん、随分被害が大きかったと言うのだけれども、30%にも満たない程度だったんですか。何かほとんど駄目だというふうに話を聞いていたのですけれども、実際調べたのはこういう状況なんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

昨日、ちょっと普及センターの職員と会ってお話を聞いたんですが、若干玉が小さいという話は聞いているのですが、普及センターの職員の見方としては、来週から高温の日が続くので、回復するんじゃないかというような見解です。

○矢口龍人委員

回復するという、私は全然梨のことは分かりませんので、天候次第で回復できるという、そういう状況なんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと火膨れって教えて。

○農林水産課長（根本和幸君）

よく見られるのは、葉っぱに水泡みたいなボツボツが、水泡みたいにボツボツができちゃうような、何と言うか……

[「火膨れ」と呼ぶ者あり]

○農林水産課長（根本和幸君）

火膨れ。やけどしたときに、水……

[「火膨れだ」と呼ぶ者あり]

○農林水産課長（根本和幸君）

膨れますよね。ああいうのが葉っぱにかなり出ちゃうという

○佐藤文雄委員

そうすると、どういう影響が、葉っぱがやっぱり栄養素になるから、葉っぱが駄目になれば、玉が、まともに玉というか、梨がまともに育たないということなんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

そういうできた葉っぱは枯れてしまうということなんで、そういうことが生育に影響をするということ。

○佐藤文雄委員

それが、矢口委員が言ったように、かなり大打撃を受けているんじゃないかというふうに思ったけれども、今からの天候によって、その火膨れは30%ぐらいであるから、回復は今からの天気を見れば大丈夫じゃないかというのが今の現状というふうに理解していいんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

はい、そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○久松公生委員

この被害状況を見ると、中志筑地内におけることですが、ほかの地区でも霜の被害等はあったのですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

報告を受けているのは中志筑だけということです。

○岡崎 勉委員

私、中志筑なんです、梨のかたい表面にざらざらみたいのができちゃう。それは大きくなっても直らないんですよ。1級商品にはならなくて、何か農協でそれを2級商品とか3級商品にするようなことを言っているけれども、全部だめだね。

[「被害100%」と呼ぶ者あり]

[「火膨れの問題だけじゃないんじゃないの」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員

ざらざらになっている。

○古橋智樹委員長

遅霜と、だからその後のやつでも……

○岡崎 勉委員

いや、私、見せてもらった。

○農林水産課長（根本和幸君）

ちょっとその辺は、普及センターも私も聞いていなかったんで、すみません。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○久松公生委員

この報告は、梨、農作物の被害状況、梨だけなんですけれども、梅とか、そういったものの報告とかというのはないでしょうか。

○農林水産課長（根本和幸君）

特に把握してございません。

○古橋智樹委員長

ほかに。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、有害鳥獣による農作物の被害状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

有害鳥獣による農作物の被害状況につきましても、農林水産の根本課長よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

○農林水産課長（根本和幸君）

それでは、有害鳥獣による農作物の被害状況についてご説明をいたします。

令和2年における被害状況ですが、近年、イノシシによる農作物の被害が、畑の掘り起こしによる被害情報が多く寄せられています。4月から3か月間で、約11件の報告を受けています。

地区別にしますと、霞ヶ浦地区で7件、田畑の掘り起こしやジャガイモ、サツマイモの畑の掘り起こしと食害、千代田地区で4件、やはり畑の掘り起こしと栗苗の枝折りなどの被害、ネギ、ショウガ、サツマイモ畑の掘り起こしなどの報告を受けています。

千代田地区におきましては、7月4日から有害鳥獣駆除を実施します。霞ヶ浦地区におきましては、7月11日から緊急的に有害駆除を行うよう、今、準備を進めている段階でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○久松公生委員

今報告がありました霞ヶ浦地区の7件で、あと千代田地区4件という場所の、もうちょっと具体的な場所が分かれば……

○農林水産課長（根本和幸君）

霞ヶ浦地区は、下大津地区と牛渡地区……

[「牛渡も出ているんだ」「ハス、レンコン」「食うの」「食うんだ」と呼ぶ者あり]

○農林水産課長（根本和幸君）

千代田地区が下志筑や中佐谷、意外と今年はサツマイモの被害が多く寄せられていて、植付けをした苗を掘り起こしてしまうというようなことが多いらしいです。

○古橋智樹委員長

ほかに。

じゃ、委員長を交代します。

[委員長交代]

○佐藤文雄副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員長

イノシシ以外のアライグマとか、ハクビシンとか、カラスとか、増えているとか、そういうのはこの1年、増減はどうなんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

実は、4月にイノシシの駆除を千代田地区で行った際に、これまでわなで捕獲していたイノシシの餌をハクビシンとかが食べて逃げてしまうという件があったので、わなの脇にハクビシンやアライグマ用のおりを仕掛けて、一応そこで捕獲をしたんですが、思いのほか捕獲できたというような状況なので、今後、ハクビシンやアライグマの駆除についても検討をしていきたいというふうに考えています。

○佐藤文雄副委員長

過去1年間と言わなかった。いい。

○古橋智樹委員

お願いします。

○佐藤文雄副委員長

過去1年間というふうにしたから、そのデータはありますか。

○農林水産課長（根本和幸君）

ハクビシンとかイノシシについてのデータはございません。これまで有害の対象ではなかったのに、捕獲してもカウントできないので……

○佐藤文雄副委員長

ということだそうです。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

じゃ、委員長を代わります。

ほかに。

○矢口龍人委員

鳥獣駆除は年間を通してやっているんじゃないですか。何か先ほどのお話だと、7月何日にやるというお話でしたけれども、これ、年間契約じゃないのですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

約1か月間を千代田地区では年4回、だから春、夏、秋、冬で、霞ヶ浦地区は基本的には春と秋の2回だったんですが、先ほど説明をさせていただきましたように、ちょっと増えているということなので、今回は7月にもお願いをしたいということで考えています。

○矢口龍人委員

それで、今、牛渡のほうにまで、何かハスもやられるんだと言ったよね。ハスも被害を受けているという話を聞いたことあるんで、相当霞ヶ浦の周りにはイノシシがいるのですか、今。鳥獣駆除の実績、ちょっと教えてください。

○農林水産課長（根本和幸君）

令和元年度の、昨年度のイノシシの捕獲状況ですが、まず有害鳥獣で市が委託して捕獲した頭数で言いますと、霞ヶ浦で3頭、千代田で83頭、合計86頭、そのほか猟期間における狩猟、一般の、市が委託じゃなくて、個人的に狩猟期間に撃ったイノシシですが、霞ヶ浦地区で56頭、千代田地区で57頭、合計113頭、先ほどの委託分と合わせまして、199頭捕獲をしているという状況でございます。

○矢口龍人委員

ジビエ料理が始まる

[「ジビエ料理はできないよ。だめだよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

すごいですね。そんなにたくさん捕れるんですか。

[「捕れるんだよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

それでもまだ結局足らなくて、やろうというふうなことなんですよね。本当多いですね。

○農林水産課長（根本和幸君）

先ほど田んぼで、特にレンコンのほうで被害も多くも聞いていますし、県のかんしょトップランナー事業で、サツマイモ畑が非常に増えてきているということで、その辺でもちょっとイノシシの被害が増えているのかなというふうには考えています。

[「芋の作付も多いからな」「掘れば芋だから」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、農業再生協議会の事業についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

では、農業再生協議会の事業につきまして、根本課長よりご説明いたします。よろしく申し上げます。

○農林水産課長（根本和幸君）

それでは、農業再生協議会の事業についてご説明をいたします。

初めに、農業再生協議会とはということで、農業者団体等と連携し、経営所得安定対策の推進や遊休農地の再生利用及び担い手や新規就農者の育成、確保につながる各種事業を展開することにより、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進など、地域農業の振興に資することに取り組むということで行っています。

事務局としましては、農林水産課及びJ A水郷つくばの営農部農産課に事務局がございます。

茨城県農業再生協議会のほかに、地域協議会として各市町村に設置がされているものでございます。

次に、協議会の主な取組の事業でございしますが、まず①としまして、水田活用の直接支払交付金、戦略作物助成、産地交付金として国の設定分、茨城県の設定分、市の設定分ということで、水田において転作物などの作付に対し、面積に応じて国から取組農家へ交付金が直接交付されるものでございします。

次に、2番としまして、水田利活用推進事業助成金ですが、こちらは市単独事業になります。事業概要としましては、国の交付金に加え、多収性専用の品種、飼料用米での作付助成や認定農業者等担い手に対する担い手加算助成、また県のオリジナル水稻品種のふくまるの作付助成及び特別栽培加算助成など、市単独事業として実施をしているところでございします。

次に、3番としまして、米消費拡大推進事業、こちらも市単独事業です。ふくまるの特別栽培、減農薬、減化学肥料により生産された米をふくまる厳選米としまして、かすみがうら祭などのイベント時における試食、販売、PRや、地産地消の推進の観点から、市内小・中学校への食材提供及び献立表を活用したPRを実施しています。

次に、4番としまして、第三者継承促進事業ということで、こちらも市単独事業です。果樹産地の維持継続を図るため、近い将来、市内で果樹経営を希望する方と離農前の果樹農家のマッチング支援を行いまして、産地維持の推進を図るという事業を実施しています。

研修支援事業としまして、研修受入れ農家への月額5万円の支給であったり、合意書締結祝い金の支給事業でありましたり、経営継承準備事業などを実施しています。

次に、遊休農地対策事業で、こちらも市単独事業となりますが、担い手や新規就農者の方が遊休農地を再生利用する取組を支援し、農業生産の基盤である農地の確保と有効利用を促進する事業ということ

で、再生事業に対しまして、10アール当たり5万円を助成しています。

以上です。

○古橋智樹委員長

説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

この戦略的作物助成とか、国の設定分とか、これ、何かパンフレットか何かありませんでしたか。

○農林水産課長（根本和幸君）

農家に配付用には作成はしてございますので、後でお配りすることはできます。

○佐藤文雄委員

そうですね。お願いします。

○農林水産課長（根本和幸君）

令和2年分のものでいいですか。

○佐藤文雄委員

いいです。

それと、今、るるお話しした、報告がされた市の単独事業だとか何とかというの、できれば一覧表で分かるように作っていただいて、後で結構でございますので、教えていただけますか、一覧表。

○農林水産課長（根本和幸君）

後日提出させていただきます。

○古橋智樹委員長

ほかに。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、そのほかの現地調査についてを議題とします。

歩崎棧橋及び古民家江口屋につきましては、この会議散会后、現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の産業建設委員会を散会いたします。

それでは、各委員各自歩崎公園駐車場にお集まりをお願いいたします。

閉 会 午後 3時28分